

むかわ町立穂別小学校 いじめ防止基本方針

(令和5年4月4日改定)

1 いじめの定義と穂別小学校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものを言う。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 穂別小学校の基本的な考え方

- ・いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図るとともに、本校のいじめ防止の対応や認知件数などについて、学校便りやWebページ等で情報提供します。
- ・アンケートや個人面談、各種調査等を活用し、いじめを受けている児童を守ります。
- ・学級経営交流会、職員終会等を通じて、いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- ・いじめ（特にネットを利用したいじめ）を積極的に認知し、早期発見・早期対応に心掛けます。

2 いじめ防止等のための組織

「校務運営委員会」においていじめの防止等を実効的に行います。また、必要に応じて「穂別小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

「校務運営委員会」

- 【活動】
- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
 - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ・校内研修会の企画・立案

「穂別小学校いじめ防止対策委員会」

- 【構成員】
- ・校長、教頭、指導部長、教務主任、養護教諭、道徳教育推進教師
- 【活動】
- ・要配慮児童への支援方針の決定

3 いじめ防止のための取組

(1) 教職員

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行います。
- ・授業を担当する教員全員が公開授業を行い、相互の授業や子ども達の様子を参観しあう機会を設けます。
- ・チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底を図ります。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払います。
- ・教科や特別活動、道徳の時間や総合的な学習の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間を設定します。

(2) 児童に対して

- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育みます。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、自己有用感を育みます。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け自己肯定感を高めます。
- ・「いじめられる側にも問題がある。」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である。」「いじめを見ているだけなら問題はない。」などの考え方は誤りであることを学ばせます。あるいは、些細な嫌がらせや意地悪であっても、深刻な精神的危害になり得ることなどを学ばせます。

(3) 保護者（地域）との連携

- ・全体懇談会で学校の方針を説明します。
- ・あいさつ運動や地域活動を通して、子どもとの関わりを大切にします。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の取組などへの参加を促します。
- ・集団登校時・集団下校時の見守り活動を推進します。
- ・学校通信や学級通信、Webページ等を活用して、本校のいじめの認知件数やいじめの態様、いじめ防止に向けた取組に関する情報を提供します。

4 いじめの早期発見

(1) 教職員

- ・いじめられた児童、いじめた児童が発することの多い些細な変化について、教職員及び保護者で情報を共有します。
- ・定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- ・いじめの事実がないかどうかについて、全児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- ・教育相談やアンケート結果のほか、各学級担任や教職員のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報などについて、教職員間での共有を図ります。
- ・進級時の情報の確実な引継ぎを行います。

(2) 児童に対して

- ・教職員や家族、友達等に直接話をするのをためらうような場合、「24時間いじめ相談ダイヤル」などの相談窓口を周知し活用を図ります。

(3) 保護者（地域）との連携

- ・保護者などは、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとることとします。

5 いじめ発見時の対応

(1) 教職員

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせます。

- ・ いじめられている児童や通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置をとります。
 - ・ いじめの情報を受けた指導部長は、全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- イ 調査・事実関係の把握
- ・ 速やかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - ・ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
 - ・ 児童の聴き取りにあたっては、担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - ・ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。その結果については、保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。
- ウ 解決に向けた指導及び支援
- ・ 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
 - ・ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
 - ・ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

(2) 児童に対して

- ・ 『いじめられた児童』に対しては、共感できる人（親しい友人や家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支えることで心の安定を図ります。
- ・ 『いじめた児童』に対しては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導します。
- ・ 『いじめを見ていた児童』に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。

(3) 保護者との連携

- ・ 『いじめられた児童の保護者』に対しては、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を報告し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えます。また、その後判明した情報を適切に報告します。
- ・ 『いじめた児童の保護者』に対しては、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときや、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次のように対応します。

ア 重大事態が発生した旨をむかわ町教育委員会に速やかに報告します。

イ むかわ町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

7 年間計画と評価

(1) 年間計画

	会議等	防止対策	早期発見
4月	・(全体懇談) ・職員終会	・参観日 ・あいさつ運動 ・1年生を迎える会	・取組のWebアップ
5月	・学級経営交流会	・保護者面談 ・Q-Uテスト	・アンケート調査
6月		・運動会	・児童個人面談
7月		・参観日 ・流送まつり参加 ・薬物乱用防止教室	・認知件数等の情報提供
8月			
9月		・人権教室	
10月	・学級経営交流会	・学芸会 ・Q-Uテスト	・アンケート調査
11月		・参観日	・児童個人面談
12月			・認知件数等の情報提供
1月			
2月		・参観日	
3月	↓	・6年生を送る会	↓

(2) 評価

学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

教員評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価します。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意します。

8 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、以下の機関と連携をとり、一体的な対応をしていきます。

- (1) 教育委員会 ・関係児童への支援指導、保護者への対応方法
- (2) 警察 ・心身や財産に重大な被害が疑われる、犯罪等の違法行為がある
- (3) 保健福祉課、児童相談所
 - ・家庭の養育に関する指導助言、児童の生活環境の状況把握
- (4) 医療機関 ・精神保健に関する相談、精神状況についての治療、指導・助言